

編集発行人

株式会社 船井総合研究所

取締役 三上 元

TEL:06-314-3901

株式会社FPシミュレーション

代表取締役・税理士 三車 倫 厚二

TEL:06-946-8011

### ☝ 自社株評価の改正のポイント (2・前)

Q：会社規模区分の改正に伴って土地保有特定会社の株式の評価が、どう変わるか教えてください。

A：会社規模の判定基準に従業員数が導入されたことに伴い、大会社から中会社や小会社になるものが出てくることになりました。

一方、土地の保有割合の高い会社は土地保有特定会社として純資産価額方式のみによって評価することとされています。しかし、今回の改正により従前の土地保有会社のうちにも、中会社や小会社に該当するものが生ずることとなりました。このような会社は、改正前と同じく、会社の有する資産価値に着目して評価することには変わりはないため、改正後も土地保有会社として評価することとされました。

改正前において、小会社は土地保有特定会社に該当しませんでした。今回の改正により小会社に該当する場合であっても、土地保有割合が次に掲げる割合に該当するときは、土地保有特定会社として評価することになりました。

①総資産価額（帳簿価額）が、卸売業で20億円以上、また、卸売り業以外の業種で10億円以上の会社については、土地保有割合が70%以上の場合

②総資産価額（帳簿価額）が、卸売業で8000万円以上20億円未満、また、卸売り業以外の業種で5000万円以上10億円未満の会社については、土地保有割合が90%以上の場合

